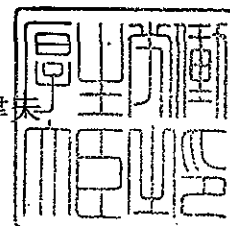


厚生労働省発能0325第4号  
平成23年3月25日

労働政策審議会

会長 諏訪 康雄 殿

厚生労働大臣 細川 律夫



別紙「職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

## 職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令案要綱

一 普通課程の普通職業訓練のうち、ビジネス関連分野の訓練科について、コミュニケーション能力の習得に関する科目を追加するとともに、デザイン関連分野の訓練科について、知的財産権等に関する科目を追加する等、社会情勢の変化及び近年の産業技術の動向等を踏まえ、教科の科目、時間配分等の見直しを行うものとする。

二 専門課程及び応用課程の高度職業訓練について、環境関連技術やエネルギーの効率的な利用に関する技術と電気分野の技術に対応した人材需要の高まりを踏まえ、新たに専門課程に電気エネルギー制御科、応用課程に生産電気システム技術科を設けるものとする。

三 一の見直しに伴い、製版・印刷科、広告美術科、デザイン科及び貿易事務科の職業訓練指導員試験の学科試験の科目について、所要の見直しを行うものとする。

四 その他所要の経過措置を定めるものとする。

五 この省令は、平成二十三年四月一日から施行するものとする。